

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当方が休日に当
たるときは、そ
の翌日）

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西尾邑

目次

◇告示
保険薬剤師の登録（保険課）

保険薬剤師の登録（保険課）

◇教委告示

臨時教育委員会の招集（総務課）

平成八年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針（高等学校課）

◇正誤 ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課） 平成七年六月鳥取県告示第四百七十一号中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月二十七日

鳥取縣知事 西尾邑次

| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|------|-----------|----------|
| 大谷豊司 | 鳥薬第九三二号 | 平成七年六月七日 |
| 中谷美香 | 鳥薬第九三三号 | 〃 |
| 上原祐美 | 鳥薬第九九三号 | 〃 |
| 平井美子 | 鳥薬第九九三四号 | 〃 |
| 上橋顕望 | 鳥薬第九三五号 | 平成七年六月八日 |

鳥取県告示第四百九十六号
漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条の二第三項に規定する同意を求めるために、発起人にならうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

一 平成七年六月二十九日（木）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 三 議題

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

鳥取県教育委員会

1 基本方針
 平成8年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年六月二十七日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成八年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成七年六月二十七日

- 1 就学指導委員会委員の任命について
- 2 その他

| 届出事項 | | 漁業者調書の縦覧 | |
|--|-------|----------|-----------|
| 発起人による者の住所及び氏名 | 加入区 | 漁業の区分 | 場所 |
| 期間 | | | |
| 気高郡青谷町大字青谷二〇一五 河内種男 | 夏泊加入区 | いらつけ漁業 | 夏泊漁業協同組合 |
| 気高郡青谷町大字青谷二〇一九 島戸三代吉 | 夏泊加入区 | いらつけ漁業 | 夏泊漁業協同組合 |
| 気高郡青谷町大字青谷二〇一三 八幡博幸 | 夏泊加入区 | いらつけ漁業 | 夏泊漁業協同組合 |
| (有)長栄丸漁業 代表取締役 金田 寛 東伯郡赤崎町大字赤崎二二四六 東伯郡赤崎町大字赤崎二二三四 | 赤崎加入区 | いらつけ漁業 | 赤崎町漁業協同組合 |
| 林原勤 | | | |

平成七年
六月二十七日から
同年
七月三日まで

の成績等を併せて、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 調査書

- (1) 調査書は、平素の学習記録、行動の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に則して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時教で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力をどのように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出題する。

(3) 実施期日

平成8年3月12日（火）

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

(5) 傾斜配点

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて、特定の教科の学力検査成績に傾斜配点することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。

傾斜配点ができる教科数は1教科又は2教科、傾斜倍率は1.5倍又は2倍とする。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

5 実技検査

高等学校長は、学科・コースの特性に応じて実技検査を実施することができる。この場合、50点までの範囲で評点化することができる。

(1) 実施期日

平成8年3月12日（火）又は同月13日（水）

(2) 実施方法等

別に定める。

6 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願を変更することができる。

7 選抜方法（推薦入学を除く。）

高校学校長は、1の基本方針に基づき、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等を併せて選抜を行う。

選抜に当たっては、第3学年の各教科（選択教科は、共通履修としての英語のみとする。以下同じ。）の合計評定と学力検査の総得点（特定の教科に傾斜配点を行った場合は傾斜後の、実技検査の点数化を行った場合は加点後の総得点とする。）との総

平成7年6月27日火曜日

県公取引

計による順位をもとに総合的に選考し、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）、面接の結果、実技検査の結果等について具体的な取扱いの基準を定め、積極的に活用したうえで合否を決定するものとする。

また、過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のために固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。

8 海外帰国子女に対する配慮
海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、彈力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

9 再募集

入学確定者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

10 推薦入学

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。

(1) 実施期日

平成8年2月5日（月）

(2) 実施方法等

別に定める。

11 その他

3の(5)の傾斜配点、5の実技検査及び10の推薦入学の実施校、実施方法（傾斜配点する教科、傾斜倍率、実技検査の配点、推薦募集人員等）などは、県教育委員会においてとりまとめ、できるだけ早い時期に公表するものとする。

鹿児島県公安委員会規則第18号

次の遊技機の型式並びにヤード、風呂銭等の規制及び業務の適正化等に關する規則（昭和二十三年法律第二百一十一号）第110条第111項の技術上の規格に適合しないものに附する（以下「遊技機の認定及び型式の検定等」と謂ふる規則）（昭和六十年国家公安委員会規則第47号）第九条第一項の規定並みに付する。

平成7年4月11十七四

鹿児島県公安委員会規則第18号

本
款

| 遊技機の種類 | 型式 | 製造業者名 |
|---------|-------------------|------------|
| ぱちんこ遊技機 | スパークショート2 | マルホン工業株式会社 |
| " | C R ジャンケンパーク | 株式会社ニューギン |
| " | C R フィーバー億万長者 S P | 株式会社三共 |
| " | キャロットボーリ | " |
| " | オーフス2 | 株式会社三星 |
| " | C R 出世街道2 | " |
| 回胴式遊技機 | ルノパン | 株式会社パピオニア |
| ぱちんこ遊技機 | ブラボーオーシャンDX | 株式会社平和 |
| " | 子熊のプータン | " |

平成七年六月鳥取県告示第四百七十一号(小売りさばき人の届出事項の変更について)
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

| | | | | |
|-----------------|--------------|--------|--------|-----|
| 四 下 後ろから四 | 四九 一 六 | 行 誤 | 正 誤 | 正 |
| | | | | 一一一 |